

令和7年4月1日

大河原町立小中学校児童生徒の保護者の皆様

大河原町教育委員会

大河原町立小中学校の学校給食無償化開始について

大河原町では、この度、町立小・中学校の児童・生徒の学校給食費を、下記のとおり無償化いたしますのでお知らせいたします。

なお、この無償化に伴い、保護者の皆様からは、令和7年度以降の学校給食費の徴収を行いません。また、無償化に係る保護者の皆様の手続き等も必要ないことを、併せてお知らせいたします。

無償化の対象となる保護者

◎大河原町内に住所を置く児童・生徒の保護者。

※町立小・中学校に町外から通学している児童・生徒の保護者は対象となりません。

※生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助のうち学校給食費に関する給付を受けている場合、無償化対象外となりますが、保護者負担は発生しません。

無償化の実施時期

◎令和7年4月分（令和7年5月徴収分）より実施します。

無償化の手続き

◎手続きは不要です。

問い合わせ先

大河原町学校給食センター 0224-52-6894